

新たな幼保連携型認定こども園制度導入に伴う規定整備（新設）

（東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例）

認定こども園制度と改正について

認定こども園とは

【平成18年10月 認定こども園制度開始】

- 幼稚園、保育所等のうち、以下の機能を備え、都道府県の認定を受けた施設
- 就学前の子どもに幼児教育・保育を提供
保育に欠ける子と欠けない子両方を受け入れ、教育・保育を一体的に行う
 - 地域における子育て支援
すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や親子の集いの場の提供などを行う。

＜課題＞
二重行政の解消
財政支援の恒久化

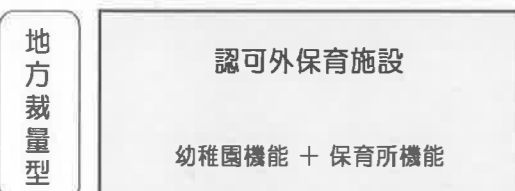
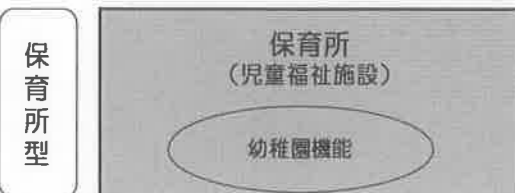
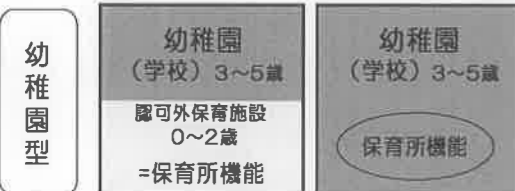
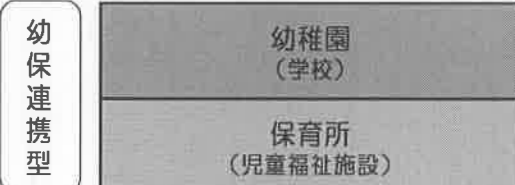
認定こども園制度改正概要

【平成27年4月 改正認定こども園制度開始】

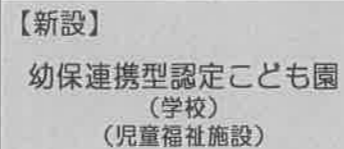
- 子ども・子育て支援新制度の施行により、幼保連携型認定こども園は、学校及び児童福祉施設たる「単一の施設」となる。（従来は幼稚園と保育所認可に加え、認定が必要）
- 改正認定こども園法に基づき、都道府県は、国の定める基準を基に条例で認可基準を定める。

条例制定（新設）の必要性

【現行法の制度】＝条例等あり



【法改正後】＝新条例で制定



単一の認可施設となる

現行どおり

認可基準制定の基本的な考え方

認定こども園法の改正により、単一の認可施設となる幼保連携型認定こども園の認可基準制定にあたっては、国が示す基準を基本としつつ、現行の幼稚園、保育所及び認定こども園の基準を踏まえ、都として必要と考える水準を確保できるよう条例案を作成した。

認可基準の主な概要

- 保育室等の面積
- 園舎及び園庭
- 教育・保育に従事する職員の資格
- 職員配置
- 教育時間・保育時間等
- 食事の提供
- 非常災害対策

【国基準を上回る内容】

- ◆ 保育室等の面積
(国：乳児室 1.65、ほふく室 3.3 m²) ⇒ (都：乳児室又はほふく室 3.3 m²)
- ◆ 職員の資格
(国：原則は幼稚園教諭及び保育士資格併有者、ただし、5年間は幼稚園教諭又は保育士資格のいずれかでもよい)
⇒ (都：5年間は教育は幼稚園教諭、保育は一定の保育士配置)
- ◆ 非常災害対策
⇒ (月1回の避難・消火訓練の実施など)